

訪問看護サービスのご案内 重要事項説明書

訪問看護ステーション 唄

2025年10月版

重要事項説明書

あなたに対する訪問看護サービスの提供開始にあたり、令和6年9月1日厚生省令第37号（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準）第74条、第8条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者概要

事業者名称	株式会社UTA
主たる事務所の所在地	宗像市三郎丸2-11-2
代表者名	代表取締役 加藤 遼太郎
設立年月日	令和6年5月27日
電話番号	080-2756-2435
FAX番号	0940-51-2375

2. ご利用事業所

ご利用事業所の名称	訪問看護ステーション唄
事業所の種類・指定番号	指定訪問看護事業所及び指定介護予防訪問看護事業所 介護保険事業所番号
所在地	宗像市陵厳寺1-7-1 The PASTORAL 208
電話番号	0940-51-2697
FAX番号	0940-51-2375
開設年月日	令和6年5月27日
管理者の氏名	花田 糸菜
サービス提供地域	宗像市（離島を除く）、福津市、遠賀郡岡垣町

3. 事業の目的と運営方針

事業の目的	指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業の適正な運営及び利用者に対する適切な指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の提供を確保することを目的とする。
-------	--

運営の方針	①指定訪問看護の実施にあたっては、かかりつけの医師の指示のもと、対象者の心身の特性を踏まえて、生活の質の確保を重視し、健康管理、全体的な日常動作の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養が継続できるように支援するものである。 ②指定訪問看護を行う事業所は、開設事業者とは独立して位置付けるものとし、人事・財務・物品管理等に関しては管理者の責任において実施する。 ③訪問看護の実施にあたっては、関係市町村、地域の医療、保健、福祉サービス機関との密接な連携に努め、協力と理解のもとに適切な運営を図るものとする。
-------	---

4. ご利用事業所の職員体制

従業者の職種	員数	勤務の態勢		
看護師	4人以上	常勤	2名以上、非常勤	2名以上
准看護師	人以上	常勤	名以上、非常勤	名以上
理学療法士	1人以上	常勤	1名以上、非常勤	名以上
作業療法士	1人以上	常勤	1名以上、非常勤	名以上
言語聴覚士	1人以上	常勤	1名以上、非常勤	名以上

職種	職務の内容
管理者 (看護師)	ステーション全体の管理・運営、職員の指導・監督、訪問看護業務の調整。利用者・家族・関係機関との連絡調整。下記看護師職務も含む。
看護師 (正看護師)	利用者宅での療養上の世話および診療の補助（バイタルサイン測定、状態観察、服薬管理、褥瘡処置、吸引、点滴等の医療処置）。主治医への報告・連絡、訪問看護記録の作成、緊急時対応、他職種との連携。
准看護師	看護師の指示のもと、利用者宅での療養上の世話および診療補助（清潔ケア、バイタル測定、服薬確認、処置補助等）。訪問看護記録の作成、他職種との連携。
理学療法士 (PT)	利用者宅における身体機能の維持・改善を目的とした理学療法（関節可動域訓練、筋力増強訓練、歩行訓練、日常生活動作訓練）。福祉用具や住宅改修に関する助言。計画書・報告書の作成。
作業療法士 (OT)	日常生活動作や社会参加を目的とした作業療法（上肢機能訓練、生活動作訓練、認知機能訓練、福祉用具使用指導）。環境調整の助言。計画書・報告書の作成。
言語聴覚士 (ST)	言語・構音・音声・嚥下機能の評価および訓練。嚥下調整食や食事姿勢の指導。コミュニケーション手段の助言・指導。計画書・報告書の作成。
事務員	利用者・家族・関係機関からの電話・来客対応。介護・医療保険請求業務、書類作成・整理、勤怠管理、物品管理。

5. 営業時間

営業日	月曜日から日曜日（祝祭日、年末年始も営業致します）
営業時間	午前8時30分から午後17時30分まで

※緊急時訪問など、主治医が認める訪問はこの限りではありません。

6. 提供するサービス内容

- ①健康状態の観察（血圧・体温・呼吸の測定・病状の観察）
- ②日常生活の看護（清潔・排泄・食事など）
- ③在宅リハビリテーション看護（寝たきりの予防・手足の運動など）
- ④療養生活や介護方法の指導
- ⑤認知症の介護・お世話と悪化防止の相談
- ⑥カテーテル類の管理・褥瘡の処置など医師の指示に基づいての看護
- ⑦生活用具や在宅サービス利用についての相談
- ⑧終末期の看護

7. 秘密保持

事業所及び訪問看護師は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。但し、居宅サービス計画を作成するにあたり、サービス事業者に開示しなければならない情報については、事前に利用者又はその家族から、文書で同意を得るものとします。

8. 利用料及び利用者負担

- （1）介護保険、医療保険の適用を受けるサービス
- （2）介護保険、医療保険の適用を受けないサービス（全額自己負担）
- （3）その他費用（全額自己負担）
があります。

（1）サービスの内容

	曜日	時間帯	内容（概要）	利用者負担金 （ 割）
(1)	曜日			円
(2)	曜日			円
(3)	曜日			円
(4)	曜日			円
(5)	曜日			円
(6)	その他加算			円
				円
				円
1ヶ月あたりのお支払い合計額の目安				円

(2) 介護保険、医療保険の適用を受けないサービス

① 介護保険の支給限度額を超えるサービス

利用料は利用者の全額自己負担となります。

(3) その他の費用

① 交通費 交通機関利用の場合は実費をいただきます。

(4) キャンセル料

利用者都合でサービスを中止する場合、できるだけサービス利用の前日 17 時までにご連絡下さい。連絡がなく訪問看護師・療法士がお家に伺った場合は、キャンセル料を申し受けることとなりますのでご了承ください。

※ただし、利用者の病状の急変や急な入院等の場合はキャンセル料は不要です。

※キャンセル料は、1,000 円となります。

(5) 支払方法

1) 利用者からいただく利用者負担金は、別表の通りです。

2) この金額は、介護保険、医療保険の法定利用料に基づく金額です。

3) 保険外のサービスとなる場合（サービス利用料の一部が介護保険制度上の支給限度額を超える場合を含む）には、全額自己負担となります。（介護保険外のサービスとなる場合には、居宅サービス計画を作成する際に居宅支援専門員から説明のうえ、利用者の同意を得ることになります）

4) 利用者負担金は、毎月 27 日にご指定の金融機関の口座から引き落としします。振替日が金融機関休業日の場合は翌営業日の振替となります。

ご要望により、現金でのお支払いは可能です。

9. 苦情申立窓口

訪問看護ステーション唄	所在地：〒811-4145 宗像市陵厳寺1-7-1 The PASTORAL 208 担当：管理者 花田 糸菜 電話番号：0940-51-2697 FAX番号：0940-51-2375
福岡県国民健康保険団体 連合会（国保連）	所在地：〒812-8521 福岡市博多区吉塚本町13番47号 電話番号：092-642-7859 FAX番号：092-642-7856
福岡県介護保険広域連合 遠賀支部	所在地：〒811-4229 福岡県遠賀郡遠賀町百合丘2丁目15-1 電話番号：093-291-5266 FAX番号：093-291-5281

宗像市健康福祉部 介護保険課 審査指導係	所在地：〒811-3436 福岡県宗像市東郷1丁目1-1 電話番号：0949-36-9557 FAX番号：0940-36-2410
福津市健康福祉部高齢者 サービス課 介護保険係	所在地：〒811-3217 福岡県福津市中央1丁目1-1 電話番号：0940-38-8191 FAX番号：0940-34-3881
岡垣町長寿あんしん課長 寿支援係	所在地：〒811-4233 遠賀郡岡垣町野間1丁目1-1 電話番号：093-282-1211 FAX番号：093-282-1299
宮若市健康福祉課 高齢者福祉係	所在地：〒823-0011 宮若市宮田29-1 電話番号：0949-32-0515 FAX番号：0949-32-9430
福岡県介護保険広域連合 鞍手支部	所在地：〒823-0011 宮若市宮田68番地5 電話番号：0949-34-5046 FAX番号：0949-34-5047

10. 緊急時の対応方法

利用者の主治医への連絡を行い、医師の指示に従います。 また、緊急連絡先に連絡いたします。		
緊急連絡 先	氏名	
	住所	
	電話番号	

11. 損害賠償保険への加入

当事業所は、以下の損害賠償保険に加入しています。

- ・加入保険会社名 有限会社訪問看護事業共済会
- ・保険の内容 訪問看護事業者総合補償制度

12. 虐待の防止

当事業所は利用者の人権の擁護、虐待の発生またはその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待防止のための指針の整備

(3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 当事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

年 月 日

(乙) 当事業者は、サービスの提供開始に当たり、甲に対してサービス内容説明書及び重要事項説明書に基づいて、サービス内容及び重要事項を説明しました。

(乙) 事業者

主たる事務所所在地 宗像市陵厳寺1-7-1 The PASTORAL208

名 称 訪問看護ステーション唄 印

説明者 印

(甲) 私は、サービス内容説明書及び重要事項説明書に基づいて、乙からサービス内容及び重要事項の説明を受けました。

(甲1) 利用者 住所

氏名 印

(甲2) 署名代行者

住所

氏名 印

電話

本人との関係

訪問看護サービスに関する利用料金のご案内

法律に定められた介護保険、医療保険による訪問看護サービスの利用料金をご案内しております。あわせて、交通費等実費負担の利用料金、全額自己負担による訪問看護サービスの利用料金もご案内しております。

難病療養（特定疾患、小児特定疾患）、障害療養（自立支援医療）、人口呼吸器医療費助成、被爆一般医療、公害医療、低所得・市区町村特別給付、生活保護医療扶助・介護扶助などの公費負担医療制度もあわせて活用することができます。

お気軽にご相談ください。

訪問看護ステーション唄

訪問看護利用料のご案内 その1

＜介護保険で訪問看護サービス（予防訪問看護サービス）をご利用の方＞

基本利用料【等級なし】

訪問看護サービスの利用者負担額 ≪1割負担の場合≫ ※（ ）内は予防訪問看護料金

*通常の時間帯（午前8時30分～午後5時30分）での訪問看護・リハビリ（一回につき）

【通常（午前8時30分～午後5時30分）】

・保健師、看護師による訪問の場合（准看護師の場合、下記料金の90%料金）

所要時間20分未満の場合 314円（303円）

（注）この場合、別に20分以上の訪問看護が週に1回以上必要となります。

す。

所要時間30分未満の場合 471円（451円）

所要時間30分以上、60分未満の場合 823円（794円）

所要時間60分以上、90分未満の場合 1,128円（1,090円）

・理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による訪問の場合

所要時間20分の場合 294円（284円）

所要時間40分の場合 588円（568円）

所要時間60分の場合 794円（426円）

加算利用料

緊急時訪問看護加算（24時間連絡体制） 600円[月に1回]

特別管理加算I 500円[月に1回]

特別管理加算II 250円[月に1回]

特別管理加算の対象者に対する

看護師等による90分以上の訪問の場合 300円[1回につき]

2人以上の看護師等による訪問で30分未満の訪問の場合

254円[1回につき]

〃

30分以上の訪問の場合

402円[1回につき]

初めて訪問看護を利用の場合、また前回より2ヶ月以上経過して利用された場合

退院又は退所した日の初回訪問の場合 350円[1回につき]

退院又は退所した日の翌日以降の初回訪問の場合 300円[1回につき]

退院（退所）にあたって医療機関（介護施設等）の医師または職員等と共同で在宅療養に向けて支援・指導を行った場合 600円[1回につき]

看護師等の訪問看護員（介護福祉士）が行う痰の吸引に際して、訪問やサービス担当者会議等で必要な支援を行った場合

2 5 0 円[1 回につき]

ターミナルケア加算

2, 5 0 0 円[死亡月]

死後の処置（エンゼルケア）

1 5, 0 0 0 円（外税、実費）

交通費

無料

看護師等とは、看護師、保健師、准看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士をいいます。

キャンセル料：利用者都合でサービスを中止する場合、できるだけサービス利用の前日 17 時までにご連絡下さい。連絡がなく訪問看護師・療法士がお家に伺った場合は、キャンセル料を申し受けることとなりますのでご了承ください。

※ただし、利用者の病状の急変や急な入院等の場合はキャンセル料は不要です。

※キャンセル料は、1, 0 0 0 円（税抜）となります。

訪問看護利用料のご案内 その2

＜医療保険で訪問看護サービスをご利用の方＞

各保険により負担割合が異なります。お手持ちの保険証等をご確認下さい。

利用料金の 1 ～ 3 割の負担です。

訪問看護基本療養費Ⅰ：利用者に対する通常の訪問看護
看護師による場合

週 3 日まで 1 日につき 5, 5 5 0 円

週 4 日以降 〃 6, 5 5 0 円

准看護師による場合

週 3 日まで 〃 5, 0 5 0 円

週 4 日以降 〃 6, 0 5 0 円

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による場合

週 3 日まで 5, 5 5 0 円

週 4 日以降 〃 5, 5 5 0 円

訪問看護基本療養費Ⅱ：（同一建物居住者で同一日 3 人以上の訪問）

※ 2 人までは訪問看護基本療養費（Ⅰ）と同じ報酬

保健師、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による場合

週 3 日まで 1 日につき 2, 7 8 0 円

週 4 日以降 〃 3, 2 8 0 円

准看護師による場合	週3日まで	〃	2,530円
	週4日以降	〃	3,030円

訪問看護基本療養費Ⅲ：在宅療養に向けた一時的な外泊利用者に対する訪問看護

入院中1回（末期の悪性腫瘍、難病、人工呼吸器使用の場合は2回） 8,500円

精神科訪問看護基本療養費Ⅰ：精神障害を有する利用者又は家族に対する精神訪問看護

保健師、看護師、作業療法士による場合

週3日まで30分未満の場合、	1日につき	4,250円
〃 30分以上の場合、	〃	5,550円
週4日以降30分未満の場合、	〃	5,100円
〃 30分以上の場合、	〃	6,550円

准看護師による場合

週3日まで30分未満の場合、	1日につき	3,870円
〃 30分以上の場合、	〃	5,050円
週4日以降30分未満の場合、	〃	4,720円
〃 30分以上の場合、	〃	6,050円

精神科訪問看護基本療養費Ⅲ：（同一建物居住者で同一日3人以上の訪問）

※2人までは精神訪問看護基本療養費（Ⅰ）と同じ報酬

保健師、看護師、作業療法士による場合

週3日まで30分未満の場合、	1日につき	2,130円
〃 30分以上の場合、	〃	2,780円
週4日以降30分未満の場合、	〃	2,550円
〃 30分以上の場合、	〃	3,280円

准看護師による場合

週3日まで30分未満の場合、	1日につき	1,940円
〃 30分以上の場合、	〃	2,530円
週4日以降30分未満の場合、	〃	2,360円
〃 30分以上の場合、	〃	3,030円

精神科訪問看護基本療養費Ⅳ：在宅診療に向けた一時的な外泊利用者に対する精神訪問看護

入院中1回（末期の悪性腫瘍、難病、人工呼吸器使用の場合は2回） 8,500円

訪問看護管理療養費	1日目	7,440円
	2日目以降1日につき	3,000円
精神科重症患者早期集中支援管理加算	（月1回）指定訪問看護	8,400円
	措置訪問看護	5,800円
精神科複数回訪問加算	（1日2回）	4,500円
精神科複数回訪問加算	（1日3回以上）	8,000円
末期がん・難病等1日複数回訪問看護加算	1日2回訪問の場合	4,500円
	1日3回以上訪問の場合	8,000円

複数名訪問看護加算	看護師等との同行	週1回につき	4,500円
	准看護師との同行	週1回につき	3,800円
	介護職員との同行	週1回につき	3,000円
超重症児や人工呼吸器等使用状態などの長時間訪問看護加算			週1回につき 5,200円
(超重症児・準超重症児に限り週3回まで可能)			
3歳未満の乳幼児、3歳以上6歳未満の乳児加算			1日につき 500円
診療所または在宅支援病院の主治医の指示による緊急訪問看護加算			
		1日につき	2,650円
24時間対応体制加算		1月につき	6,800円
特別管理加算		1月につき	2,500円
但し、重症度の高い状態の場合		1月につき	5,000円
夜間（午後6時～午後10時）または早朝（午前6時～午前8時）加算			2,100円
深夜（午後10時～午前6時）加算			4,200円
退院時共同指導加算		1回につき	8,000円
特別管理指導加算		1回につき	2,000円
退院支援指導加算（退院日に療養上必要な指導が行われた場合）			6,000円
在宅患者連携指導加算		1月につき	3,000円
在宅患者緊急時等カンファレンス加算（月2回程度）		1回につき	2,000円
訪問看護情報提供療養費		1月につき	1,500円
訪問看護ターミナルケア療養費			25,000円
死後の処置（エンゼルケア）			15,000円（外税、実費）
交通費			無料

訪問看護利用料のご案内 その3

＜自費で訪問看護サービスをご利用の方＞

・通常時間（午前9時～午後5時）

保健師、看護師、准看護師の場合

所要時間30分の場合 4,500円（外税）

所要時間60分の場合 8,000円（外税）

以降は30分毎に＋4,000円の追加とさせていただきます。

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が訪問の場合

所要時間40分の場合 5,500円（外税）

所要時間60分の場合 8,000円（外税）

以降は30分毎に＋4,000円の追加とさせていただきます。

・通常時間外

早朝（6時～8時） 通常時間の25％割増

夜間（18時～22時） 通常時間の25％割増

深夜（22時～6時） 通常時間の50％割増

・その他

死後の処置（エンゼルケア） 15,000円（外税）

交通費 無料

